

○笠井委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、請願第2号、日の出倉沼地区の移動手段についてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派に確認いたします。

自民党・市民会議。

○菅原委員 判断できます。

○笠井委員長 民主・市民連合。

○品田委員 判断できます。

○笠井委員長 公明党。

○中野委員 判断できます。

○笠井委員長 日本共産党。

○石川厚子委員 判断できます。

○笠井委員長 旭川市民連合。

○植木委員 判断できます。

○笠井委員長 それでは、全会派が判断できるとのことでしたので、請願第2号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○菅原委員 請願第2号の日の出倉沼地区の移動手段についてであります。自民党・市民会議といたしましては、請願者の願意には沿い難いものと判断し、本請願につきましては不採択とすべきと考えます。

日の出倉沼地区において、移動手段を持たない高齢者が通院や買物など、日常生活を送る上で深刻な支障を来している現状を踏まえ、タクシー料金助成制度の拡充等により高齢者の移動手段を確保しようとするものであり、その問題意識については十分理解できるものであります。

一方で、本市においては、高齢化の進展や公共交通の利便性低下に伴う移動手段の確保は、特定の地域に限らず、市内各地に共通する重要な課題となっております。特定の地域を対象とした支援制度を新たに創設・拡充した場合、他地域との間でサービス水準に差が生じ、地域間格差を助長するおそれがあります。

また、75歳以上の高齢者を対象とした新たなタクシー助成制度については、対象者の範囲、財政負担の継続性、既存の高齢者バス料金助成制度や福祉タクシー制度との適合性など、全市的な視点から慎重な検討が必要である。

以上のことから、本請願の趣旨には一定の理解を示すものの、特定の地域に限定した支援策として実施することは適当ではなく、市全体の公共交通施策及び高齢者の移動支援の在り方の中で総合

的に検討すべき課題であると判断し、我が会派といたしましては、請願第2号については、不採択とすべきものと判断いたします。

以上でございます。

○笠井委員長 民主・市民連合。

○品田委員 民主・市民連合といたしましては、願意妥当と考えております。

この日の出倉沼地区の移動手段についてということで申し入れておりますが、この課題は、本当に日の出倉沼地区だけの問題ではなく、自民会議さんのほうもおっしゃっていたように、他の地域でも同じような課題を抱えていることがあります。請願事項としては、日の出倉沼地区ということではございますが、今後の他地域のことを考えても、しっかり移動手段を確保していくということを考えていくことが大事なことであると考えます。そして、高齢者の事故が起きてからでは遅いので、しっかりした早急な対応が必要と考え、願意妥当といたします。

○笠井委員長 公明党。

○中野委員 それでは、請願第2号、日の出倉沼地区の移動手段について、会派の判断を申し上げたいと思います。結論から申し上げますと、請願は願意妥当であり、本請願につきましては、採択すべきと判断させていただきました。

以下、簡潔に理由を申し上げさせていただきたいと思います。

請願書の要旨には、日の出倉沼地区において、高齢者の移動手段が不足している現状が訴えられており、最寄りのバス停まで2キロメートル以上あること、また、高齢者による運転継続のリスクなど、住民の安全と生活の質に直結する問題が示されております。このような状況下において、通院や買物といった生活の基本を支える移動手段の確保は、地域における福祉と安心を維持するためにも、喫緊の課題であると考えております。

また、旭川市内では、「のり。タク米飯線」などの予約制乗り合いタクシーの運行実績があり、利便性と柔軟性を備えた交通手段として、既に一定の成果を上げていることも確認されているところでございます。

さらに、近隣の富良野市では、AIを活用したオンデマンド交通が導入されており、先進的な取組として、現在、道内でも注目をされております。このような他市の事例も参考とし、既存の福祉交通施策との連携や、ICT技術の活用を視野に入れた柔軟な支援の検討が必要であると考えております。

本請願で提案されているシルバータクシーカードやシルバータクシー乗車券の制度導入についても、現行の寿バスカードなどとの併用による制度設計が可能ではないかと考えているところでもありますし、早期の制度化を目指すべきと考えているところでございます。

以上の理由から、公明党会派として、請願第2号につきましては、採択すべきと判断させていただきました。

以上です。

○笠井委員長 日本共産党。

○石川厚子委員 請願第2号、日の出倉沼地区の移動手段について、日本共産党は願意妥当と判断します。

以下、簡潔にその理由を述べます。

日の出倉沼地区に限らず、旭川市内では、東鷹栖地区、西神楽地区などでバスの減便、あるいは最寄りのバス停まで遠いといった声が寄せられております。また、比較的市街地であっても、先日も神楽岡に住む高齢の方から、郵便局まで往復タクシーを利用するといった声が寄せられたところ です。高齢のため運転免許証を返納したくても、それに代わる交通手段がないため返納できない というのも、高齢ドライバーによる事故が増えている昨今においては、甚だ危険な状態であると考え ます。

よって、タクシー料金助成乗車証の発行など、高齢者への移動手段の助成は極めて重要な課題と 解釈いたします。

ゆえに、請願第2号は採択すべきと判断いたします。

○笠井委員長 旭川市民連合。

○植木委員 請願いただきました、請願第2号、日の出倉沼地区の移動手段につきまして、私ども 旭川市民連合としまして、願意妥当と判断させていただきました。

その内容につきましてお話しさせていただきます。

請願いただきました日の出倉沼地区におけるこの移動手段の確保というのは、御説明いただきま したとおり、本当に切実な思いの下、移動手段が必要だということが伝わってきた内容でありまし た。本当に理解すべき状況であるということについてはもう間違いのないものと考えております。

今まではほかの会派の方からもありましたとおり、この問題というのは、この当該地区以外の地域 の方々も感じていらっしゃる大きな大きなテーマであると考えております。その背景としましては、 やはり本市における人口減少、少子高齢化というのが、もうまさに全国の中でも本当に早いペース で進んでいるところでありまして、皆様と同様に移動手段の問題を抱えていらっしゃる方々、多く 多くいらっしゃる状況であります。そのために、まずは全市的な状況をしっかりと、本市として調 査をする必要があります、その上で、請願いただいた内容について、このタクシーの助成だとか、そう いった手段一つ一つというのは、いろいろ考えられるところがありますので、そういった請願いた だいた内容というのは一つの方法として捉えさせていただき、そして本市が今後の先送りできない このような問題について、やはり積極的に対応していく必要があると考えております。

全的に何らかの対策を講じる必要性を前提としまして、本市で暮らす方々が今住んでいる地域 で安心して、今後についても暮らすことができる、そのような本市にしていかなければならないと 判断して、願意妥当と判断させていただきました。

以上です。

○笠井委員長 それでは、採択、不採択の判断につきまして、全会一致とならなかったことから、 起立採決することといたします。

お諮りいたします。

請願第2号につきまして、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○笠井委員長 起立多数であります。

よって、請願第2号につきましては、採択すべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○笠井委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第17号、あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派に確認いたします。

自民党・市民会議。

○菅原委員 判断できます。

○笠井委員長 民主・市民連合。

○品田委員 判断できます。

○笠井委員長 公明党。

○中野委員 判断できます。

○笠井委員長 日本共産党。

○石川厚子委員 判断できます。

○笠井委員長 旭川市民連合。

○植木委員 判断できます。

○笠井委員長 それでは、全会派が判断できるとのことでしたので、陳情第17号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○菅原委員 陳情第17号のあはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めることについてであります。自民党・市民会議といたしましては、陳情者の願意には沿い難いものと判断し、本陳情につきましては不採択とすべきと考えます。

本市においては、当該ガイドラインを市ホームページにより周知するとともに、施術所開設時の事前相談等、必要に応じて情報提供を行っております。また、通報等に基づき、違反が疑われる施術所に対しましては、個別指導を実施することにより改善が図られており、同ガイドライン公表後は適切に運用されていることが確認されていると説明がなされました。

以上のことから、今後も引き続きガイドラインの周知や広告に対する改善指導など、個別事案に応じた対応を行うことで、適切な対応が可能であると判断し、我が会派といたしましては、陳情第17号については、不採択とすべきものと判断いたしました。

以上でございます。

○笠井委員長 民主・市民連合。

○品田委員 民主・市民連合といたしましては、願意妥当と判断いたしました。

こちらの適正かつ積極的な運用を求めることについてを件名としておりますが、陳情内容が実際にこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針を適正かつ積極的に運用することという陳情内容であり、今現在、先ほど自民会議さんもおっしゃっていましたが、通報対応だけでなく一斉点検や文書配付等の適切な施策によって、保健所によるいわゆる、あはき・柔整広告ガイドラインに違反する広告の改善指導を強く希望するというような趣旨でございます。内容を願意妥当と考えます。

○笠井委員長 公明党。

○中野委員 陳情第17号、あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めることについて、会派の判断についてであります。まず、結論から申し上げますと、陳情は願意妥当であり、本陳情につきましては採択すべきと判断させていただきました。

以下、簡潔に理由を申し上げさせていただきます。

本陳情は、令和7年2月18日に厚生労働省により公表、あはき・柔整広告ガイドラインに基づき、保健所を設置する自治体におけるその適正かつ積極的な運用を求めるものでございます。

同ガイドラインは、あんまマッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復といった、施術に関する広告の適正化を目的としており、国民の誤認や健康被害を防ぐとともに施術所の信頼性を確保し、国民が安心して施術を受けられる環境の整備を図るものでございます。なお、担当部局へも確認をさせていただいたところ、旭川市内においては、現時点では、あはき・柔整に関する不適切な広告表示等に関する市民からの苦情や改善などの要望は寄せられていないということでした。

このような状況を踏まえ、現段階で急を要する問題とは言えないものの、今後の施術所の増加や広告手法の多様化に伴い、適正な情報提供と違反防止のための仕組みづくりは重要な課題であると考えているところでございます。その意味でも、通報対応にとどまらず、必要に応じて一斉点検や文書配付などの積極的な啓発指導を行う体制を整えておくことは、市民の安心にもつながるものと判断するところでございます。

よって、公明党会派としまして、陳情第17号につきましては、採択すべきと判断させていただきました。

以上です。

○笠井委員長 日本共産党。

○石川厚子委員 陳情第17号、あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めることについて、日本共産党は願意妥当と判断します。

以下、簡潔にその理由を述べます。

このガイドラインのポイントとして、原則として限定的に認められた事項以外への広告が禁止されてきた、あはき師法及び柔整師法の規定する範囲内において、利用者が適切に施術所等を選択するために必要かつ適正な情報の提供を確保する観点から、その運用の留意事項を定めたこと、診療を必要とする状態の者の適切な診療を受ける機会や、施術所等の利用を希望する者の適切な施術を受ける機会の喪失が起りうるような広告を規制の対象とすること、また、医療と紛らわしい表記が認められないことなどであり、このガイドラインは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の広告に関する規制を明確にし、利用者を保護することを目的としております。

よって、あはき・柔整広告ガイドラインを適正かつ積極的に運用することはもっともなことであり、陳情第17号は採択すべきと判断いたします。

○笠井委員長 旭川市民連合。

○植木委員 陳情第17号、あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めることにつきまして、旭川市民連合としまして、願意妥当と判断いたしました。

簡潔に申し上げますと、このガイドラインは厚労省における指針による施術におけるルールをまとめたものであり、このあはき・柔整広告ガイドラインに関するものというのは、健康にまつわる医療類似行為に当たるものになります。こういった健康に関わるものというのは、誇大広告ですと

か違法広告が起きやすいカテゴリー、ジャンルでありまして、イコール悪質業者もいて、健康被害ですとか、そういったものがニュースになったりもするものであります。

こういったことが消費生活に関わる問題であり、健康の被害が起きないような保護、そしてルールの実効性の確保という観点から、適正な運用が求められると考えます。適正かつ積極的な運用というところで、程度の部分については、それぞれまだ判断基準があるかとは思いますが、今申し述べましたことを勘案しまして、旭川市民連合としまして、願意妥当とさせていただきます。

以上です。

○笠井委員長 それでは、採択、不採択の判断につきまして、全会一致とならなかったことから、起立採決することといたします。

お諮りいたします。

陳情第17号につきまして、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○笠井委員長 起立多数であります。

よって、陳情第17号につきましては、採択すべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○笠井委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第18号、旭川市の自然と市民参加を守るため、メガソーラー計画の見直しと説明責任を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、判断できる状況にあるか、各会派に確認いたします。

自民党・市民会議。

○菅原委員 判断できます。

○笠井委員長 民主・市民連合。

○品田委員 判断できます。

○笠井委員長 公明党。

○中野委員 判断できます。

○笠井委員長 日本共産党。

○石川厚子委員 判断できます。

○笠井委員長 旭川市民連合。

○植木委員 判断できます。

○笠井委員長 それでは、全会派が判断できるとのことでしたので、陳情第18号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺ってまいります。

自民党・市民会議。

○菅原委員 陳情第18号、旭川市の自然と市民参加を守るため、メガソーラー計画の見直しと説明責任を求めることについてであります。自民党・市民会議といたしましては、陳情者の願意には沿い難いものと判断し、本陳情につきましては不採択とすべきと考えます。

本市が主体となってメガソーラーを開発する計画はなく、現在進めているのは、無秩序な再生可

能エネルギーの開発を抑制し、自然環境や生活環境の保全を図ることを目的としたゾーニング検討業務であります。本業務は、国や北海道の環境配慮基準等を踏まえ保全すべき区域を明確化し、事業者による開発に対して適切な誘導と地域との合意形成を図るためのものであり、要望書にある懸念には既に対応している内容となっております。

以上のことから、我が会派といたしましては、陳情第18号については、不採択とすべきものと判断いたします。

以上です。

○笠井委員長 民主・市民連合。

○品田委員 民主・市民連合といたしましては、願意に沿い難く、不採択とすべきと考えます。

まず、その理由でございますが、陳情の背景と現状として書かれている、旭川市は2025年7月2日、約2千200万円の委託契約を決定したとなっております。このことが、委託契約ではなく調査ということで、この予算は組まれているというふうに担当課のほうに確認してまいりました。

この陳情の背景として出されたこと、そもそもが間違えているということから、我が会派は願意に沿い難いと、不採択とすべきと考えております。

○笠井委員長 公明党。

○中野委員 陳情第18号の会派の判断についてであります。まず結論から申し上げますと、陳情の内容には一定の理解を示しつつも、本陳情については、不採択とすべきと判断させていただきました。

以下、その理由を申し上げます。

本陳情では、市が進めているとされるメガソーラー計画に関し、説明不足や市民参加の欠如、自然環境への影響等を理由に、計画の見直しや情報公開、説明責任を求めているところであります。

しかしながら、市の担当課にも確認をさせていただいたところ、本市が主体となってメガソーラーを開発する計画は現時点では存在しておらず、再生可能エネルギーの導入に向けたゾーニング検討業務に関する業務委託であることが明確であり、関連する予算については、これまでの議会にも議案として提案されているところでございます。この業務は、再エネ導入に際して無秩序な開発を防ぎ、自然環境の保全と生活環境の両立を図るためのものであり、事業者の開発行為を市が制限、誘導するための基礎資料づくりに位置づけられているところであります。

さらに市は、市民参加や情報公開の重要性も認識しており、計画的に設置されたGX懇談会等を通じた意見聴取、公募市民や関係団体を含めた議論の場を設け、透明性、公平性の確保にも努めている姿勢が示されているところであります。

したがって、陳情にあるメガソーラー計画の見直しや説明責任の欠如などについては現段階では当たらない部分が多く、事実に基づく誤解や、先走った懸念に基づいている面も否めないところでございます。

よって、公明党会派としましては、これまでの行政の丁寧な進め方や、今後の対応方針なども踏まえて、陳情第18号につきましては、不採択とすべきと判断させていただきました。

以上です。

○笠井委員長 日本共産党。

○石川厚子委員 陳情第18号、旭川市の自然と市民参加を守るため、メガソーラー計画の見直し

と説明責任を求めることについて、日本共産党は願意に沿い難いと判断します。

以下、簡潔にその理由を述べます。

釧路市では昨年10月、釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例が制定されました。この条例では、特定保全種、特定保全区域を指定するとともに、事前協議を終えた事業者は、近隣住民等に対して、事業計画の内容等を説明する説明会を実施しなければなりませんと規定しております。陳情者が述べるように、市民への事前説明や合意形成の機会がない、また、意見募集や説明会の開催がないまま計画を進めることは言語道断と言わざるを得ません。

しかしながら、環境部に確認しましたところ、旭山動物園周辺におけるメガソーラー計画自体、存在しないとのことでした。であるならば、メガソーラー計画の見直し、または中止を求めることを含む、この陳情には合意することができません。

よって、陳情第18号は、採択すべきでないとは判断いたします。

○笠井委員長 旭川市民連合。

○植木委員 陳情18号、旭川市の自然と市民参加を守るため、メガソーラー計画の見直しと説明責任を求めることについて、旭川市民連合としまして、願意に沿い難いと判断いたしました。

その理由につきまして申し上げます。

今回陳情者が提起している陳情につきまして、背景と現状で申し述べているこの委託契約、こちらが陳情の根本に当たるわけですがけれども、私どもも改めて環境部に確認させていただきました。内容としましては、該当するものとして2千200万円のゾーニング調査に当たる委託料であるということでありました。この内容というのは、中身も確認しましたが、やはり大規模メガソーラー計画とは全く関連のないものであり、また、本市としまして、現状、大規模メガソーラー計画、こういったものについて計画は一切ないということも確認しております。

おっしゃっていることについて、まちの在り方ですとか、そういった市民参加という部分については大変理解できるものではありますけれども、今回のこの陳情につきましては、陳情者の方の事実誤認ではなかろうかと考えます。

また、今津市長におきましては、昨年12月にメガソーラーに対する規制条例策定を検討するという考えを示しているところでありまして、そういったことを考えましても、今後においても、そういった大規模なメガソーラーが進んでいくというのは考えづらいかと判断いたしております。

現段階で、今回あった陳情のような状況にはないと判断したために、今回、願意に沿えないと判断いたしましたところであります。

以上です。

○笠井委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致になったことから、陳情第18号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○笠井委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第18号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○笠井委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、2、令和8年第1回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号につきまして、理事者からの説明を願います。

○樽井市民生活部長 議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書4ページを御覧ください。3款1項1目、物価高騰対応支援給付金支給費、24億5千485万1千円についてであります。こちらは、物価高騰に対する支援として、全市民を対象に1人当たり7千円を給付するもので、財源は全額を国庫支出金で措置しております。戻りまして、2ページ、第2表繰越明許費補正の追加分の1段目を御覧ください。ただいま御説明いたしました物価高騰対応支援給付金支給費につきましては、令和8年度まで事業が継続するため、補正額の全額を繰越明許費として設定しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○笠井委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

まず、「旭川市地域自治推進ビジョン改訂案」に対する意見提出手続について、理事者から報告願います。

○樽井市民生活部長 令和7年12月26日から令和8年2月6日までの期間で実施している「旭川市地域自治推進ビジョン改訂案」に対する意見提出手続について御報告いたします。

改定案の概要版を配付させていただいておりますが、本市では旭川市まちづくり基本条例に基づき、市民主体、地域主体のまちづくりを進めるに当たり、様々な事業を円滑に推進することを目的として、平成26年10月に旭川市地域自治推進ビジョンを策定いたしました。本ビジョン策定から約10年が経過する中で、人口減少や少子高齢化、価値観の多様化など社会情勢は大きく変化しており、また、昨年実施しました市民へのオンラインアンケートの結果では、地域コミュニティーにおける担い手不足や負担増加、地域活動におけるデジタル化の遅れなどとの意見もいただいたところでございます。

こうした状況と庁内協議を踏まえ、ビジョンの改定案を作成したところであり、改定に当たりましては、地域活動を担う人の負担軽減や新たな担い手の育成確保、地域で活動する様々な団体との連携、デジタル技術を活用した情報共有や発信の効率化といった視点を持ち、改定案を組み込むことで、持続可能な地域づくりの実現を目指すものとしております。

今後、いただいた御意見等を踏まえながら、本年4月をめどに、改定版のビジョンを公表したいと考えております。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、高齢者バス料金助成制度の寿バスカード交付時負担金改定(案)に対する意見提出手続の

実施結果について及び生活保護関係書類の流出等についての以上2件について、理事者から報告願います。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 初めに、高齢者バス料金助成制度の寿バスカード交付時負担金改定（案）に対する意見提出手続の実施結果につきまして御報告申し上げます。

初めに、本日配付いたしました資料の1ページ目を御覧いただきたいと思っております。昨年11月開催の本委員会におきまして、意見提出手続の実施について御報告したところでありますが、昨年10月31日から12月12日までの期間で意見募集を行った結果、個人の方から106件、団体から2件、合わせて108件の御意見をいただいたところでございます。

その内容につきましては、交付時負担金の引上げに伴う経済的負担の増加や外出機会への影響から、改定に反対との意見が90件あったほか、増額改定に理解を示しつつも金額は3千円までとしてほしいとの意見や、市の改正案に賛成との意見が一定程度あったところでございます。また、交付時負担金の改定に関する意見と併せまして、現行の制度内容の見直しに関する御提案等もいただいており、それらも含め、いただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方につきましては、お手元の資料の2ページから15ページに記載をしております。なお、いただいた御意見と市の考え方につきましては、意見提出者に回答するとともに、本市のホームページ等にも公表をすることとしてございます。

今後につきましては、今回の意見提出手続の結果のほか、市民団体との意見交換や署名活動でいただいた御意見等も参考としながら、交付時負担金の改正案を整理し、関連議案の提出時期等について判断してまいりたいと考えてございます。

○川邊福祉保険部長 このたび、本市で生活保護関連書類の流出に伴い、個人情報の漏えい、並びに職員の事務懈怠による保護費の未支給などの事案が発生いたしました。このことを御報告いたしますとともに、生活保護を受給されている方々をはじめ、市民の皆様に深くおわびを申し上げます。

それでは、お手元の資料で、まず事案の概要を御説明いたします。本市で生活保護を担当する職員が受給者からの申請で受け取った書類を私的なパンフレットや案内チラシなどに混入した状態で机の中から自宅に持ち出し、そのまま保管された状態となっておりました。そして、昨年末に自宅の片づけをする中で、新聞や郵便物などと併せて、ごみステーションに廃棄がなされたということでございます。1月3日になって偶然通りかかった市民の方が、ごみをくくっていたひもが緩んだのか、書類が周りに散らばっているのを見つけ、生活保護に関係するものだとということで分かったことから、書類の流出が判明をいたしましたところでもあります。申請書などには個人情報に記載されており、また、申請があった分の生活保護費の支給について、その後の調べで未支給であるということも分かりました。

次に、経過と対応状況でございます。発見した方は本市と業務上のつながりのある福祉関係団体の会員の方でありまして、団体の会長が市のOBでもあったことから、書類を発見した当日に会長に連絡がなされたものであり、市への第一報は1月5日の朝、会長からいただいたものでございます。本市ではそれを受けて内部で確認作業を始めたところ、午後になって発見した方から情報提供を受けたということで報道機関から取材の申入れがありました。その際に、その方から提供を受けたという書類の写しを見せられ、それが本来、庁舎の中に保管されているべきものでありましたので、公文書の流出を正式に確認いたしましたところでもあります。

発見した方からは、6日の午後に現場にあった書類を全て返還いただきました。その際に、書類がほかに飛んでいないかどうか、ごみステーションの周りも全て確認をして集めたものだという事を伺っております。なお、その方は市の不適切な書類管理などに不信を抱いたことから、一部の報道機関に対しこの件について情報提供を行ったと、そういったことも伺っております。ただ、それ以外はどこにも見せていないということで、聞けば、発見した現場の状況も職員本人からの聞き取りとも一致をしております。また、この方以外からの通報などもなかったことから、現状、それ以上の情報の拡散には至っていないものと考えております。

対応といたしましては、今回の事案で個人情報が出た方と保護費の支給がされていない方に対して、1月8日までの2日間で全員連絡をつけ、謝罪と今後の支給などについての第一報を入れた上で、その後、再度訪問をいたしまして、丁寧に対応をさせていただいております。あわせて、当該職員のこれら以外の担当世帯198件について、未支給分がないかどうかの調査を進めているところであります。

次に、今回の文書流出による個人情報の漏えいですが、合計で7名分38件であり、その内訳は資料に記載したとおりでございます。また、生活保護費の未支給額でございますが、現時点で判明しているのは、今回流出した書類に関する分の合計3名分、5件で4万2千912円となっております。

今後、このような事態を起こさないための対策でございますが、事案発覚の翌日、6日の日に、保護課の関係する全役職者を集めたSV会議を開催いたしまして、この事案の深刻さを共有し、課内全係への注意喚起を行ったとともに、9日には記者発表をいたしまして、調査と対応の方向性を示しながら、週明け13日に部内管理職を集めて、改めて事案の重大さを共有した上で、私のほうから徹底した原因究明と再発防止策の早急な構築、それから、不正を許さない職場風土づくり、また、公務員としての倫理観の再徹底について、訓示をいたしたところであります。

今後、こうしたことが二度と起こらないよう、公文書の保管管理等の徹底と、処理状況などの重層的なチェック体制を構築するとともに、職員一人一人に公務員としての倫理を再度徹底するなど、効果的な再発防止策を打ち出し、信頼の回復に全力で取り組んでまいります。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○石川厚子委員 まず初めに、高齢者バス料金助成制度の寿バスカード交付時負担金改定（案）に対する意見提出手続の実施結果について報告がありましたので、何点かお尋ねします。

パブリックコメントには108件もの意見が寄せられたということですが、このことに対する受け止めをまずお尋ねいたします。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカード交付時負担金の改定案に関する市民意見提出手続につきましては、108件の御意見をいただいたところであります。募集期間を令和7年10月31日から令和7年12月12日までの約1か月半としたことも影響しているものと思われませんが、御意見の内容を確認しますと、特に利用者を中心に関心の高さがうかがわれる結果であったと受け止めております。

○石川厚子委員 寿バスカードについては、利用者を中心に関心が高いことが分かったということですね。

この108件の回答のうち、増額改定に反対する意見が実に90件に上ったということなのですが、このことに対する受け止めもお尋ねします。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカード交付時負担金の改定につきましては、108件のうち90件が増額改定に反対という状況でございます。反対の主な理由を見ますと、経済的負担増と外出機会への影響が42件、経済的負担増が26件、外出機会への影響が15件などとなっていることから、この制度が高齢者の社会参加の促進に資する取組であること、また、路線バスが高齢者の日常生活において重要な移動手段であることを改めて認識をしたところであります。

○石川厚子委員 経済的負担増と外出機会への影響ということは、高齢者にとっては大きな問題であるというふうに考えます。

増額改定に理解を示す意見が9件ある。理解を示すと言ったらすごく肯定的に捉えがちなのですが、この中身を見てみますと、2倍には納得できないですとか、3千円でぎりぎりである、せめて1割の値上げ、こういったような内容なんですよ。4千円を容認する内容にはなっていないと思うのですが、このことに対する受け止めもお示してください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカード交付時負担金の改定につきましては、制度を安定的に継続するため、利用者にも一定の御負担をお願いすることが必要であることから、検討を進めているところであります。そのような考え方については理解を示しつつ、実際の改定額と改定の進め方については、経済的負担増と外出機会への影響等を考慮し、市案に対して緩和等を求める内容であると認識をしております。

○石川厚子委員 市の案を緩和すべきだとの意見であると認識しているということでした。

そこで昨日、寿バスカードの値上げに反対する署名が寄せられたというふうに伺っておりますが、この署名は何筆寄せられたのでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 1千859筆の署名を受けたところであります。

○石川厚子委員 1千859筆という大変大きな数だと思うんですけども、このことに対する受け止めもお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 寿バスカード交付時負担金の改定につきましては、市民意見提出手続を通じた御意見の提出のほか、署名活動も行われたことから、市民の関心の高さと、高齢者の日常生活における制度の定着がうかがわれるものと受け止めております。

○石川厚子委員 この寿バスカードという制度が高齢者に定着しているということですよ。

パブリックコメントですとか署名を見る限り、寿バスカードの値上げに反対する市民が圧倒的多数だというふうに思われます。そんな中で、よもや、このまま進めるようなことはないとは思いますが、今後の方向性をお示しいただきたいと思えます。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 この寿バスカードの交付時負担金の改正につきましては、本日御報告申し上げた意見提出手続を通じた御意見のほか、市民団体からの要望や署名などにおきまして、改正案や改正の進め方に対して、反対あるいは見直しを求めるといった御意見をいただいているところであり、そうした声につきましては真摯に受け止めさせていただきまして、その内容をしっかりと精査し、今後の参考にさせていただきたいと考えてございます。また同時に、高齢者の福祉施策としての本制度の重要性を鑑みまして、今後も安定的な制度運用を継続するためには、増加している市の財政負担への対応も不可欠でありますことから、そうしたことも踏まえながら、交付

時負担金の改正案を整理し、関連議案の提出時期等について判断してまいりたいと考えてございます。

○石川厚子委員 先日、府中市を視察してまいりました。府中市っていうのは高齢者に限らず、若者からお年寄りまで全世代に対して、市内、ワンコイン、100円でどこでも乗れるんですよね。そうすると、福祉保険部だけの話ではないというふうに思いますけれども、この寿バスカード、これだけ反対の声が上がっているんで、交付時負担金を値上げすべきではないと申し述べまして、この項目については終わらせていただきます。

続いて、生活保護関連書類の流出と生活保護費の未支給について報告がありましたので、お伺いいたします。

まず、なぜこのようなことが起きたと考えていらっしゃるのでしょうか。また、未支給のものは1年以上前のものなのですが、この間、気がつかなかったのか、併せてお答えください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 今回の事案につきましては、書類の保管方法に問題があり、特に、申請書類について、担当者が上司に報告することなく自席の机の引き出しで保管し続けたため、上司や同僚が事務処理状況を把握できない状況となっておりますことが、長期にわたり放置されていたことに周囲が気づけなかった要因でございます。また、自席の引き出しに私用の書類と混在する状況で公文書保管していたことが、文書持ち出しの原因となったと認識しております。

○石川厚子委員 担当者が自席の机の引き出しに書類を保管し続けたということは、非常に問題であるというふうに思います。

流出した書類に関する未支給分は、タクシー代、バス代、紙おむつ代で合計4万2千912円とのことですが、これは支給されるということでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 まず、タクシー代の方につきましては、御本人が既に亡くなられておりますことから、現在、支給方法等について検討しております。その他の方につきましては、支給する予定でございます。

○石川厚子委員 タクシー代の方については、既に亡くなられているとのことなので、遺族などに支給していただきたいというふうに思います。

未支給は流出した書類の分だけでは収まらないと思います。例えば、今回未支給が見つかった3名は、タクシー代は令和6年11月分、バス代が令和6年11月から翌年1月の3か月分、紙おむつ代は令和6年12月分とのことですが、その前後の月の分は支給されているのでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 タクシー代の方につきましては、令和6年10月までは支給済みであり、以降は未支給でございます。この方は1月に入院し、そのまま亡くなられましたので、未支給分は、11月、12月、1月分と考えております。

バス代の方につきましては、令和6年5月、6月は支給済みですが、7月以降は支給されておらず、未支給となっている可能性が高いものと考えております。紙おむつ代の方につきましては、令和6年7月まで支給済み、7年2月からも支給済みですが、その間の8月から1月までの6か月については支給されておらず、未支給となっているものと考えております。

また、書類が流出した方へ謝罪を行った際に、この3名以外の方で未支給のものがあるという申出を受けている方もおられます。

○石川厚子委員 タクシー代の方、バス代の方、紙おむつ代の方、全てに未支給分があるとのこと

ですね。

書類が流出した7人だけでも未支給と思われるものがそれだけあるということです。全体の未支給分はどうやって把握していくおつもりなのでしょう。

○高桑福祉保険部生活支援課長 当該職員が支給手続を怠っていたケースが少なくないの見込まれますことから、当該職員がこの3年間ケースワーカーとして一時期でも担当していた延べ198世帯の方に対しまして、以前に申請したものが支給されていない、ケースワーカーから送ると言われた書類が届かない、相談した件の回答がないなどに心当たりがないかお尋ねする文書を1月15日にお送りしてございます。

保護受給者の方々に情報提供をお願いすることになり、大変恐縮でございますが、このことにより、当該職員に係る未支給事案の全容把握を図ってまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 このケースワーカーが担当していたのは、延べ198世帯ということですね。

未支給の根拠となる書類、領収証などになるとと思いますが、そういったものが保護受給者の手元に残っていない可能性は十分にあるというふうに思われますが、受給者から未支給の申出があった場合には、基本的に支給されるということでしょうか。

○高桑福祉保険部生活支援課長 未支給の申入れがあった場合の対応につきましては、様々なケースが考えられますことから、現時点でまだ確定したことを申し上げることはできないところですが、病院や業者の記録などで一定の裏づけとなるものが確認できるものにつきましては、支給する予定でございます。

○石川厚子委員 一定の裏づけが確認できれば支給するとのことですね。

今後なんですけれども、再発防止策についてはどのように取り組まれるおつもりなのでしょう。

○高桑福祉保険部生活支援課長 ケースワーカーが申請書等を受理簿に記載しないまま、自分の机にしまい込んでしまったことが今回のような支給漏れを生み、また、それに周囲が気づけなかった原因でありますので、再発防止策として、ケースワーカーが申請書を受け取ったときに複数の職員が状況を把握できるように担当者以外の別のケースワーカーが申請書受理簿に入力する、仮に不備があってもすぐ支給できないような申請書であっても、申請書受理簿に入力し係長の確認を得るという流れを構築することを考えております。

あわせて、申請書等の書類をケースワーカーが自席で保管することを原則禁止し、専用ボックスで保管するようにいたします。係ごとに、未支給のものはこのボックスに置く、不備があっても修正、差し替えが必要なものであっても、付箋などでそのことを明記しておく形で共通のボックスに置いておく、支給済みのものはこのボックスに移すというような形をすることで、事務処理状況が見えるようになります。係長が確認できるようになります。

このような流れを最終的に構築したいと考え、現在、一部の係でテストを行っているところであります。課題を検証しながら精査を行って、本格的な実施につなげたいと考えております。

○石川厚子委員 先日、品田委員と一緒に小田原市を視察してまいりました。小田原市は以前話題になりましたけど、保護なめんなジャンパー、その事件以降、生活保護行政が劇的に改善してきたんですね。

例えば、それまではケースワーカーによって、机の上であったり、クリアファイルであったり、引き出しなどの保管方法が異なっていたのを、クリアファイルに統一いたしました。そのクリアフ

ファイルにいたしましても、処理が重いものは赤、比較的処理の軽いものは黄色、処理する必要のないものは青色とし、この赤いファイルに書類がたまってきますと、ベテランの職員などが応援する、そういった体制を取っているということです。言わば、見える化したわけですね。

やはり、この担当ケースワーカー、机の中にため込んだということが一番の問題だというふうに思います。ただこれはケースワーカー個人の問題ではなく、部全体の問題であるというふうに考えます。

最後に、今回の不祥事につきまして、また、今後の改善策につきまして、部長の見解をお伺いしたいと思います。

○川邊福祉保険部長 今回の事案についての私自身の受け止め方でございますけれども、公文書の持ち出し、そしてその廃棄、情報漏えい、さらには保護費の支給を怠っていると。生活保護という重大な個人情報扱い、そして、市民生活の安心を預かる職場として、全てあってはならない、そんなものでございます。

まず、申請書をごみとして捨てるという行為は、生活保護を最後のよりどころとする方々の思いですとか、尊厳、こういったものを深く傷つける行為であります。また、物価高騰で、ただでさえ皆の生活が苦しい中、保護費の支給が遅れることとなり、大変な御苦勞、御迷惑をかけることになってしまいました。そして、今回の件は何よりも公務員という仕事への信用を大きく損ねる結果になってしまったということは、担当部局を預かる私として本当に申し上げる言葉もございません。このことについて、深く深くおわびを申し上げます。

その上で、今はこれ以外の未支給がないかどうか徹底的な調査を行うとともに、先ほど生活支援課長からも答弁申し上げましたけれども、再発防止策として、ルールや仕組みの改善を早急に行うことはもちろんなんですけれども、やはり事案の内容に鑑み、職員一人一人の倫理観の再徹底と、こういった両面から、信頼回復に向けて、全力で取り組んでまいります考えでございます。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

○石川厚子委員 今、部長が述べられましたように、早急にこの未支給の調査を行うとともに、二度とこのような不祥事は起こらないよう指摘いたしまして、私の質疑を終えさせていただきます。

○笠井委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時06分